

第9回 特定個人情報保護評価「第三者点検」 議事録

日 時	平成29年5月25日(木) 10:00~11:15
項 目	国民健康保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価及び国民年金に関する事務に係る特定個人情報保護評価について(公開審議)
出席者	審査会委員 櫻井会長、時枝委員、重永委員、日高委員、松木委員 保健福祉局健康医療部保険年金課 花田課長、保坂係長、福井係長、広村係長 総務局情報政策部情報政策課 高尾係長、加藤主査、濱田係員
事務局	総務局文書館 西之原館長、坂上係長、奥野主任
傍聴人	0人
内 容	

《審査会事務局から説明》

マイナンバー法の施行によりマイナンバーを含む個人情報、いわゆる特定個人情報を取り扱う事務に関して、業務の所管課において特定個人情報の漏えい等の危険性の分析及び対策に関してこれを自ら評価し、特定個人情報を適切に管理するための措置を講じることになっている。これらの措置をまとめた評価書については、パブリックコメントにかけて、その上で原則として地方公共団体が設置する個人情報保護審査会等の第三者点検を受けた上で公表することが定められている。この一連の手続きを特定個人情報保護評価と呼んでいる。

今回、第三者点検の対象となっている国民健康保険及び国民年金に関する事務については、昨年度の8月と9月に第三者点検を実施しており、すでに全項目評価書を公表している。保険年金課から説明をしていただくが、当該事務に関して重要な制度変更が行われることになった。当該事務は対象人数が30万人以上であるため、今回第三者点検を行い、全項目評価書を修正するものである。これより、保険年金課から今回の制度変更について概要を説明していただいた上で、制度変更に伴う全項目評価書の修正箇所についてご説明いただく。

なお、今回の第三者点検は全項目評価書の修正となるため、修正箇所を中心に説明いただくことになっている。審議にあたってはその旨ご了承ください。

国民健康保険に関する事務について

(保険年金課)《保坂係長が全項目評価書(案)について説明》

審査会に先立ち、3月31日から5月1日までの期間に国民健康保険及び国民年金いずれもパブリックコメントを実施したが、寄せられた意見はなかったため、パブリックコメントによる評価書の修正はなかった。

全項目評価書を改訂した部分の概要を説明する。大きく2つある。

1つは「国民健康保険の県単位化」である。配付した資料の1ページ目、県単位化の背景について説明する。平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立した。この改正では、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進等の措置を講ずる、とされている。国民健康保険については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、県が安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国民健康保険運営に中心的な役割を担う、となっている。そのため、県は市町村間での国民健康保険の資格情報・給付情報を管理する国保情報集約システムを導入して、平成30年度から本格稼働することが決まっている。資料の下段、新たな国民健康保険制度の仕組みと国保情報集約システムの図がある。現在の保険者は市町村であるが、見直し後は都道府県も

国民健康保険の保険者となる。財政運営の責任主体は、市町村から都道府県、また、現在は市町村の区域内に住所を有する者が被保険者であるが、これが都道府県の区域内に住所を有する者が被保険者ということになる。具体的には、これまでは他の市町村へ住所異動すると一旦資格を喪失する。見直し後は、同一都道府県内の他市町村へ住所異動した場合は、資格を継続することになる。また、同一市町村内で転居した場合、高額療養費の多数回該当に係る該当回数を通算しているが、見直し後は、同一都道府県内の市町村へ住所異動した場合も、高額療養費の多数回該当に係る該当回数を通算することになる。そのため、これらの機能を実現するものが「国保情報集約システム」である。これが市町村ごとに保有する資格取得・喪失年月日の情報を都道府県単位で集約、被保険者が同一都道府県内の住所異動した場合に、資格取得・喪失年月日を確認し、市町村に提供する機能等を持っている。2 ページ目、国保情報集約システムの機能概要のイメージについて、1 つ目の○は 1 枚目と同じ内容。2 つ目の○について、都道府県単位で資格や高額療養費の管理を行うため、国が国保情報集約システムを開発する。市町村は、資格情報を日次で、高額療養費情報を月次で連携することになる。3 つ目の○について、そのため、都道府県内の全ての市町村が共同で、国民健康保険連合会、通称国保連合会に国保情報集約システムの管理運営を委託する、というものである。下の図は、機能概要を示したものである。左側が市町村、北九州市の国民健康保険システム、真ん中が国保連合会でここに国保情報集約システムが各県単位で導入される。右側は次期国保総合システムで、現在も国保総合システムというものはあるが、各市町村と日報や月報など様々な情報をやりとりする機能がある。これが今回、国保情報集約システムが導入されることによりバージョンアップされるため、ここでは「次期」国保総合システムとなっている。北九州市でもこの国保情報集約システムと連携するという事で国保システムの改修をそれに合わせて行うことになっている。資料の 3 ページ目、国保情報集約システムによる資格・給付情報の共同管理の仕組みのイメージ、1 つ目の○について、情報集約システムにおける市町村間での国民健康保険の資格情報や給付情報については、マイナンバーは直接用いず、都道府県単位で被保険者ごとに被保険者 ID 及び世帯ごとに世帯 ID という符号を付与して管理する。同一都道府県内で市町村をまたがる住所異動があった場合に、転入地の市町村に「資格取得年月日」や「世帯の継続性の判定情報」等を提供する仕組みになっている。※印にあるように、被保険者 ID はマイナンバーと紐づくが、居住する市町村が変わると異なる被保険者 ID が表示される仕組みにする。マイナンバーとは異なる体系で創成されるものである。2 つ目の○について、マイナンバー及びマイナンバーに紐づく被保険者 ID はシステムで見えない構造になっている。市町村はマイナンバーを記載した資格情報を国保連合会に共同委託するため、特定個人情報保護評価(PIA)の再実施が必要とされており、今回改訂を実施するものである。下の図については、県内の市町村がそれぞれ資格・給付情報を国保連合会へ共同委託して情報を集約するイメージになっている。県単位化の概要については以上である。

もう 1 つは、北九州市独自の行財政改革の取り組みとして、区役所の業務を見直し、区役所国保年金課の窓口業務の民間委託化を進めることになっている。まず平成 29 年 10 月から小倉北区役所で委託化の準備、マニュアル整備、委託する業務の振り分け、その他問題点の洗い出し等を進めて、平成 30 年度に小倉北区役所で窓口業務の民間委託化を開始する。それ以降、展開を検討していく予定になっている。この 2 つが主な修正点である。

続いて、全項目評価書の変更点について説明する。

(6 ページ)

先ほど説明した次期国保総合システム及び国保情報集約システムを追加したものである。資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務、先ほど説明した内容をここに記載している。

(8 ページ)

事務の内容の図であるが、左下に「国保連合会」とある。ここに次期国保総合システム、国保情報集約システムが追加されている。真ん中が国民健康保険システムで、そこに区役所窓口業務委託を追加している。

(14 ページ)

特定個人情報ファイルを取り扱う委託業務の説明である。委託事項の 7 として、資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同委託の内容が書かれている。

(15 ページ)

委託事項 8 に先ほど説明した区役所国保年金課窓口業務を追加している。その下、委託事項 9 は、団体内統合宛名システムの運用保守業務について追加したものである。団体内統合宛名システムの運用保守業務について、今年 7 月からマイナンバーの情報連携について試行運用が始まるところである。そのため、システムの保守運用契約が結ばれたため追加したものである。

リスク対策について

(23 ページ)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

ここは、特定個人情報を入手したり使用したりする際に発生するリスクに対して、どのような対策を行うかという説明である。全項目評価書の改訂にあたって、国保連合会との連携に関することについては新しく発生した事務であるため、〈国保連合会からの入手〉ということで別に記載している。繰り返しの内容は省略しながら、重要な部分を説明したいと思う。

リスク 1 目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の、必要な情報以外を入手することを防止するための措置については、入手元は、国保連合会の次期国保総合システム及び国保集約システムに限定されているため、配信されるデータは国保連合会において関連性・妥当性・整合性のチェックが行われていることが前提となっている。対象者以外の情報を入手することはない。また、対象者の検索や検索結果を表示する画面で個人番号表示はしないため、対象者以外の情報の入手を防止している。

リスク 2 不適切な方法で入手が行われるリスク

国保連合会との間は、専用線を用いている。法令で定められた範囲のインターフェースでしか入手できないようなシステムで制御されており、インターフェース仕様書に記載されている対象、周期、データ定義等によって本市と国保連合会の双方に共通の認識がある。その定義に従った内容でなければデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手できないよう制御を行っている。

(24 ページ)

リスク 3 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

国保連から入手する情報は、本市で本人確認を行った上で国保連に送信した被保険者情報に国保連が事務処理後の情報を付加して配信される情報のため、本人確認は本市で実施済である。また、特定個人情報の正確性の確保については、国保連合会から配信される被保険者情報については本市及び転出先や転入元の他市町村から送信された被保険者の異動情報を元に処理を行い、その処理結果は本市及び他市町村の双方に配信をされるため、双方の職員が確認している。

(25 ページ)

リスク 4 入手の際に特定個人情報が漏えいするリスク

本市と国保連との通信は、専用線を用いて外部のアクセスを遮断するとともに、認証、通信内容の暗号化を実施している。この専用ネットワークはウイルス対策ソフト、ファイアウ

オール等によって安全なシステム稼働環境を確保し、不適切な方法でデータが漏えいすることを防いでいる。このウイルス対策ソフトは自動でアップデートが行われるものである。また、ログイン時の職員認証に加え、ログインした職員・時刻・操作内容等が記録されデータの漏えいや紛失のリスクに対応しているものである。

(26～27 ページ)

特定個人情報の使用に関するリスク

これについては、他のシステムからアクセスできないような制限を講じるとともに、市職員が不正にデータ抽出できないように、GUI と書いてあるが、抽出条件を端末の画面から簡単なマウス操作で指定でき CSV などのデータ形式で PC 上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことで、そういった簡単にできるデータ抽出機能は搭載していない。システム利用に関しては、必要な事務取扱者に特定して、個人ごとのユーザ ID を割り当てパスワードによるユーザ認証を実施する。また、なりすましを防止する観点から共用 ID の発行は禁止し不正アクセスを抑制している。

(28～29 ページ)

特定個人情報ファイルの取扱いの委託に関するリスク

国保連における措置として、保有する特定個人情報がインターネットに流出することを防止するため、インターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。また、UTM、コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置等を導入して、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。ウイルス対策ソフトを導入しパターンファイルの更新を行う。また、導入している OS 及びミドルウェアについては、必要なセキュリティパッチの適用を行う。システムは国保連合会のシステム管理課に設置し、設置場所への入退室管理記録、監視カメラによる監視及び施錠管理等を行う。特定個人情報を取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難または紛失等を防止するために物理的な安全管理措置を講じている。また、システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。電子記録媒体については、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、すみやかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄することとしている。

(30～33 ページ)

特定個人情報の提供・移転と情報提供ネットワークシステムとの接続に関するリスクについては、変更点はない。これまでどおりのため、説明は割愛する。

(34 ページ)

特定個人情報の保管・消去に関するリスク

市と国保集約システムとで情報を連携する場合、PC 上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される仕組みになっている。PC で使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能となる仕組みになっている。また、PC にはウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウィルスパターンファイルは適時更新するものである。不正アクセス防止策としてファイアウォールを導入している。オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。

(35 ページ)

特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク

登録した情報はサーバにのみ保存され、端末に保存されることはなく、PC の端末からシステムの個人情報を操作することはできない仕組みとなっている。また、登録した情報につい

ては、被保険者の住所異動が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。

(36 ページ)

その他のリスク対策

監査について、業務所管課において特定個人情報に関する安全管理措置状況について監査を行うことになっている。また、受託者である国保連合会についても、特定個人情報等の取扱状況について定期的に自らも監査を実施するとしており、委託者が行う監査に協力することとしている。

以上、国民健康保険に関する事務の特定個人情報保護評価の変更点の説明である。

質疑応答

(審査会委員) 区役所の窓口業務を民間委託するということが、何か問題があったときに、市の区役所であるがシステムの管理は市がするということだと責任の所在はどうなるのか。

(保険年金課) システム自体は今のシステムをそのまま使う。人が変わるということ。今も正規職員以外に臨時職員や嘱託職員が使用しているが、それを委託業者が端末を操作して窓口業務を行うということを考えている。

(審査会委員) 今もすでに委託しているということか。

(保険年金課) 今は国民健康保険の窓口に関して委託は行っていない。正規職員と職場に入っている臨時職員や嘱託職員が端末の作業をしている。民間委託では、窓口の受付業務について民間の委託業者の社員がその業務を行うという形になる。システムは、今のシステムをそのまま使うため、端末の情報が民間委託業者に行くということではなく、作業する人が身分的に違う立場の人となる。

(審査会委員) その方が問題を起こされた場合、民間委託会社が責任を負うのか。

(保険年金課) 守秘義務などで契約の縛りをかけ、さらに、物理的にデータを持ち出せないような仕組みを考えている。

(審査会委員) これは北九州市だけが委託していることか。

(保険年金課) まだ北九州市ではしていないが、東京や大阪ではすでに民間委託は始まっている。

(審査会委員) そこで問題が生じているという話はあるか。

(保険年金課) 情報漏えいに関しては聞いていない。

(審査会委員) 29 ページの特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスクのところ、真ん中あたりに「国保総合システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が」と書いてあるが、複製するようなことはあるのか。

(保険年金課) 不正な複製ができないように端末を使える人を制限し、使える媒体も制限している。

(審査会委員) そもそも特定個人情報ファイルというものを複製することができるのか。この書き方だと複製することが当然のように思ったが。

(保険年金課) 普段の処理では複製することはない。

(審査会委員) もし複製する必要があった場合はということか。

(保険年金課) そういうことである。

(審査会委員) 複製はできるということか。

(保険年金課) もちろん権限があって、システム上やらなければいけない場合は複製できる。トラブルがあった際に復旧等のため必要になることもあり、全くできな

いということではない。

- (審査会委員) 全体のバックアップなら分かるが、一部だけ抜き出して複製することができるのかと不安に思ったが。
- (保険年金課) 普段行うことはない。
- (審査会委員) 窓口業務の民間委託のところ、委託先に対しての指導・監督については具体的にこの中に書かれているのかということと、委託先の従業員が個人情報を出したときに、そのときの市民との関係での責任としては市が責任を負うということでのよいのか、最終的には委託先に請求することがあるにしても、市民との関係では市が対応するということがよいのか。そのあたりの委託先と市の関係はどうなっているのか説明してほしい。
- (保険年金課) 評価書の中にはシステム上のことのみ書いてあるが、委託業者との関係については、契約で責任を明確にする。委託業者は当然業務をする職員に対してきちんと管理する責任があるが、市民に対しては市の業務であるため市が責任を負い、損害等については契約上委託業者に責任を負わせる。システムとしては業者のシステムを使うわけではないため情報が流れるということではなく、今使っているシステムの中で作業を行う人が不正を行わないようにするため、データの複製を USB 等でできないような仕組みをとっており、作業場所についても別のエリアにいるわけではないため、市職員が私物の持込制限などの物理的な管理、情報を持ち出させないような管理というのは行っていくことを想定している。
- (審査会委員) 国保の総合システムの OS は何を使っているのか。
- (保険年金課) いま資料がないので分からない。
- (審査会委員) ウイルスチェックとかのソフトウェアは自動的に更新されるということだが、専用線を用いている限りにおいて、どこからか持ってこないと自動的に更新されないとと思うが、外部と部分的に繋がっているということになるのか。
- (情報政策課) ウィルスパターンの更新は随時行っているが、一般の更新方法とは別である。インターネットと繋がっている線はあるが、その部分はファイアウォールで入口を絞っており、セキュリティパッチをあてるためにはその入口を使用する。インターネットから直接ウィルスパターンを更新するものではない。
- (審査会委員) 職員が操作するときには私物の管理もされるということだが、複製とかは USB を持ち込むことが想定されているようだが、たとえばスマホでもカメラ機能を使って画面を写すことも可能であるがそういった想定はしているか。
- (保険年金課) それも含め私物を持ち込ませず、必要ないものはロッカーなどにしまってから作業スペースに入るという形。

国民年金に関する事務について

(保険年金課) 《広村係長が全項目評価書(案)について説明》

本評価書については、平成 28 年 9 月 28 日付けで第三者点検をしていただいております。本日は変更点のみ説明する。

(12 ページ)

特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 4 国民年金窓口受付業務を追加している。今年度より国民健康保険の方でも説明したが、窓口業務の在り方を検討するために受付業務に人材派遣を行うことを予定している。そのため、この項目を追加した。国民健康保険同様、同じ時期にパブリックコメントを行ったが年金についてもパブリックコメン

トによる変更はない。

以上、国民年金に関する事務の特定個人情報保護評価の変更項目の説明を終わる。

質疑応答

(審査会委員) 国保と国民年金のシステムは別々なのか。

(保険年金課) 別々である。今は国保年金課に、国民健康保険の担当と国民年金の担当と後期高齢者医療の担当があり、それぞれ専用の端末でやっている。

(審査会委員) 先ほど国民健康保険の窓口業務の委託は、民間の会社に委託をするということだったが、国民年金の窓口業務は人材派遣になるのか。

(保険年金課) 基本的には同じ流れだが、いきなり委託ではなく、一旦人材派遣というステップを踏んでから委託を考えて準備をしている。先ほどトラブルはないのかという話があったが、本題とは外れるが、情報漏えいに関してトラブルは聞いていないが、他都市で偽装請負の問題が起きている。委託になった場合は、基本的には委託業者側に私たちが直接指示できない。あくまで業務委託のため、聞かれても答えてはいけない。そのようなことでトラブルが生じるのを防ぐために、まずは直接指示が可能な人材派遣という形で委業務内容の仕分けをしてから、問題のない形で委託に進めたい。基本的に国保と年金はやっていることは一緒。業者もパッケージも同じと考えている。

今年度について言えば、国保も年金も人材派遣。その結果、どのような作業内容を委託するかを判断する形になる。もちろん委託を見据えているが現段階では国保も年金も人材派遣を考えている。

(審査会委員) 人材派遣というと大丈夫かなという気もするが。

(保険年金課) 全然別のところで作業するわけではない。今は臨時職員や嘱託職員がいるところが人材派遣になるものであり、そのあたりの管理は委託を見据えているため、情報漏えい防止に関しても同じようにやっていく。

(審査会委員) 先ほど、委託会社に委託すると直接指示ができないと言われたが、それはなぜか。

(保険年金課) 委託業務というのは、たとえば印刷物を作ってくださいという委託であれば成果物に対して、業務を委託するので、個別に指示を出すなら人材派遣でやらないと法的におかしくなる。委託なのに委託元が個別にあなたこうしてくださいと指示を出せば、労務の提供であって業務の委託ではない。

(審査会委員) 委託にしてしまうと、その方がどうしたらよいか分からなくて困るのではないか。

(保険年金課) そのための事前準備は行う。委託する場合は必ず責任者を置くようになっている。そのリーダーが指示を出す。委託元とのやりとりはリーダーを通じて、リーダーが業務の指示をする。1つ1つの指示を個別の職員に出すとこれは委託ではないということになる。

(審査会委員) 1つの係を業者にお任せということか。

(保険年金課) そういうイメージ。

(審査会委員) それは経費削減のためか。

(保険年金課) 経費削減の意味がないわけではないが、他に色々なメリットがあり、例えば委託業者ではフレキシブルに色々な人材を雇用できる。1日の中でお客様が多い時間帯と少ない時間帯がある。8時半から17時まで窓口が開いているからといって8時半からずっとお客様がいるわけではなく、日中多い時間に人を

手厚くするとか、お客様の多い時期少ない時期に応じて人を増減させるとか、正規職員では、1年を通して同じ人数のため、業務が多い時期になると残業し、少ない時期だと余裕があるということがある。業務量に応じて人を増減させる。特に窓口は時期によって多い少ないがあり、現状では、繁忙期はお客様をお待たせするということもあるため、サービスの向上というねらいが大きいなどころである。

(審査会委員) 紙媒体のものを電子媒体に移すときのリスクはどのような対策をしているか。

(保険年金課) 紙台帳のことをおっしゃっていると思うが、現在紙台帳はない。受付の流れとしては、申請書に名前をいただいてそれをシステムに入力するようなイメージ。台帳を何かに移し替えるということはない。あるとすれば入力ミス。本人だけでなく係長や課長が決裁をしながらチェックをしていくという形になる。

(情報政策課) 先ほどのウィルスパターンファイルの更新について補足したい。ウィルス対策のファイル更新は2パターンあり、サーバ本体と端末の更新がある。サーバの方はファイルをインターネットから取ってくる場合もあれば、システム運用事業者が新しいウィルスパターンファイルを持参し、システム運用事業者側で内容を検証した後に適用するように作業している。端末の方は、台数が多いため自動配布で最新版に更新している。これについてもインターネット経由でウィルス対策ソフト会社からファイルが送られてくる。送られてきたものはきちんとファイアウォールを経由した決められた入口の中から受け取る。これについても端末に適用していいのかを検証し、問題がなければ時間を決めて電源が上がっている端末に対して一斉配信を行っている。端末全部が更新されているかどうかは情報政策課で確認をしており、更新されていないものについては原課へ連絡し、電源を入れるように伝え、すべてを同じ環境にする形でウィルスパターンファイルを更新している。

(審査会委員) 国民年金の窓口業務について、委託される人数は。

(保険年金課) 今はまだ決まっていない。これから検証していくため、国保も年金も決まっていない。

(審査会委員) 以上を踏まえ、答申書を作成する。

第三者点検についての答申の方向性は、「国民健康保険に関する事務及び国民年金に関する事務について、それぞれ適合性及び妥当性の観点から審査を行った結果、全項目評価書の記載は保護評価指針に定める実施手続等に適合し、保護評価の目的等に照らし妥当である。」としてよろしいか。

異議がないのでこの旨で答申する。